

最終処分場の維持管理計画書

維持管理の項目	措 置 及 び 対 策
1. 廃棄物の飛散及び流出に必要な措置	・埋立地外周にメッシュフェンス（H=1.8m）を設け、飛散防止を行う。また、即日覆土を速やかに施すことで飛散、流出を防止する。
2. 悪臭の発散に必要な措置	・即日覆土を施すことにより防止する。
3. 火災の防止、防火に必要な措置	・可燃性ガスの発生に対しては、発生ガス対策設備により対処し、また、火災発生時には、防火水槽を利用する他、消火器の常備、消火用土砂を確保しておく。
4. ねずみの生息及び害虫の発生の防止に必要な措置	・即日覆土、中間覆土を施すことにより、ねずみ等の生息場所をなくすこととなり、害虫に対しても有効である。 また、夏期には覆土に殺虫剤処理を施すことも検討する。
5. 埋立地への立入りを防止するのに必要な措置	・埋立地の搬入口に門扉を設け、埋立地の周辺は飛散防止用のフェンスで代替させる。 ・搬入口の門扉際には、共同命令に基づく立札を設置し、表示すべき事項に変更が生じた場合には速やかに書換えることとする。
6. 貯留構造物に対する維持管理	・定期的に点検し、崩壊するおそれがあると認められる場合には、速やかに防止する措置を講ずる。
7. しゅ水設備に対する維持管理	・しゅ水シート表面には、良質な土砂により保護するものとする。 また、漏水検知システムを設置し、シート破損が認められる場合は速やかに修復を施す。
8. 周辺地下水の水質検査について	・埋立地下部に設置する地下水集水管及びモニタリング井から定期的に採水し、水質検査を行い状況を把握する。
9. 埋立地への雨水の流入防止の措置	・埋立地外周に水路を設け、埋立地外からの流入を防ぐ。 また、定期的に水路の点検を行い、堆積した土砂等が認められる場合は速やかに修復する。

維持管理の項目	措 置 及 び 対 策
10. 浸出液処理設備の維持管理	・定期的に放流水の水質検査を行い、放流水の水質が規定された排水基準に適合するよう管理を行う。 - また、機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずる。
11. 発生するガスの排除	・計画したガス抜管を埋立に伴い立ち上げることにより、排除する。
12. 埋立地の閉鎖に対する措置	・埋立完了後は、地盤をよく締め固め、厚さ 0.5m 以上の最終覆土を行う。 ・最終処分場は、埋め立てられた一般廃棄物の飛散及び流出、埋立地からの火災の発生の防止のための必要な措置が講じられていることを確認した上で閉鎖を行う。
13. 維持管理の記録	・最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査、その他の措置の記録を作成し、5 年間以上保存することとする。